



平成 28 年 7 月 15 日

各 位

会 社 名 エバラ食品工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 宮崎 遵
(コード番号: 2819 東証第一部)
問合せ先 専務取締役 高井 孝佳
(TEL. 045-226-0107)

従業員向け株式交付信託の導入に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 7 月 15 日開催の取締役会において、当社の中長期的な企業価値を高めることを目的として、従業員向けインセンティブ・プラン「従業員向け株式交付信託」(以下、「本制度」といいます。)の導入を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度導入の目的

当社従業員(以下、「従業員」といいます。)の当社業績や当社株式価値への意識を高めることにより、業績向上を目指した業務遂行を一層促進するとともに、中長期的な企業価値向上を図ることを目的としたインセンティブ・プランとして、本制度を導入いたします。

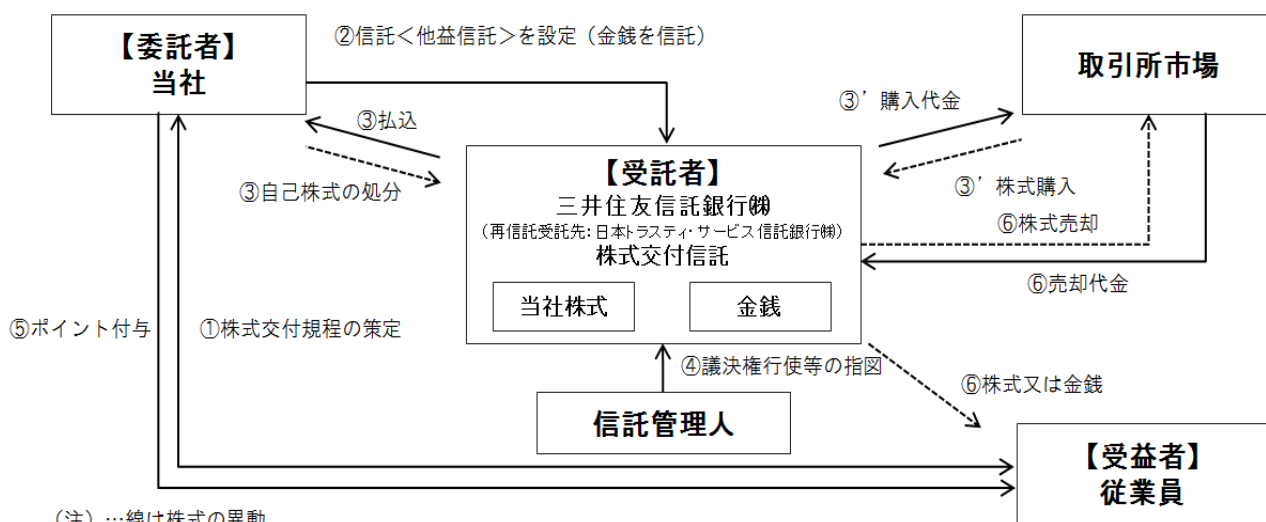
2. 本制度の概要

当社は、従業員向けインセンティブ・プランとして、米国で普及している従業員向け報酬制度の ESOP (Employee Stock Ownership Plan) を参考に、本制度の導入を検討してまいりました。

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として信託(以下、「本信託」といいます。)を設定し、本信託を通じて当社の普通株式(以下、「当社株式」といいます。)の取得を行い、従業員のうち一定の要件を充足する者に対して、当社取締役会が定める従業員株式交付規程に従い、従業員の業績貢献度等に応じて、本信託を通じて当社株式を交付するインセンティブ・プランであります。本信託により取得する当社株式の取得資金は、全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

本制度の導入により、従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を収受することができるため、株価を意識した従業員の業務遂行を促すとともに、従業員の勤労意欲を高める効果が期待できます。

<本制度の仕組みの概要>



- ① 当社は、従業員の業績や株価への意識向上等を目的として株式交付制度を導入します（従業員株式交付規程を制定し、一定の要件を充足した従業員に対し株式を交付する義務を負います。）。
- ② 当社は、従業員株式交付規程の対象となる従業員を受益者とする「金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）」（かかる信託を、以下、「本信託」といいます。）を設定し、当社株式の取得に要する金銭を信託します。
- ③ 本信託の受託者は、信託された金銭を原資として、今後交付が見込まれると合理的に見積もられる数の株式を一括して取得します（自己株式の処分による方法や、取引所市場（ToSTNeTを含む）から取得する方法によります。）。
- ④ 当社から独立した信託管理人を設置し、議決権行使等の指図は信託管理人が行います。
- ⑤ 当社は、あらかじめ定めた従業員株式交付規程に基づき、一定の要件を満たす従業員に対しポイントを付与します。
- ⑥ 従業員株式交付規程の要件を満たした従業員は、受託者から株式の交付を受けます。なお、あらかじめ従業員株式交付規程・信託契約に定めることにより、交付する株式を取引所市場にて売却し、金銭を交付することが可能です。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託財産を管理委託（再信託）します。

3. 本信託について

- ① 名称：従業員向け株式交付信託
- ② 委託者：当社
- ③ 受託者：三井住友信託銀行株式会社
(再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
- ④ 受益者：従業員のうち従業員株式交付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤ 信託管理人：当社と利害関係のない第三者を選定する予定
- ⑥ 信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑦ 本信託契約の締結日：平成28年11月（予定）
- ⑧ 金銭を信託する日：平成28年11月（予定）
- ⑨ 信託の期間：平成28年11月（予定）～平成31年6月（予定）

4. 本信託における当社株式の取得内容

- ① 取得株式の種類：当社普通株式
- ② 取得株式の総額：未定
- ③ 株式の取得期間：未定
- ④ 株式の取得方法：当社（自己株式の処分の場合）または取引所市場（ToSTNeTを含む）より取得

以上